資料２－４

東海市長会決議

令和５年１０月２０日

東　海　市　長　会

決議第１号

地方行財政の充実強化に関する決議

長引いたコロナ禍や現下の原油価格・物価高騰等に伴い、住民生活及び経済活動に甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き不透明な状況となっている。

都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、超高齢・人口減少社会を踏まえた地方創生への取組や喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、福祉・医療・教育の充実、行政のデジタル化や脱炭素化の推進、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など様々な課題に対応するために必要な財政需要は増加の一途にあり、安定的な税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な協議を経て、合意形成のうえ行うこと。

　また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い、地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

２．我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

３．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう、見直すこと。

４．都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

　また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方の財政運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

５．地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め、地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。

６．恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存す

ることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、安定的に地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

７．地方創生、人口減少対策をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、医療・介護等の社会保障、デジタル化、脱炭素化の推進や社会インフラの老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備など、増大する都市自治体の財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

８．原油価格・物価高騰等に直面する事業者、子育て世帯及び教育保育施設、生活困窮者及び社会福祉施設等に対し、支援の充実強化を図ること。

９．固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して、応益原則に基づき課税する市町村財政を支える極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

令和５年度に創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、２年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

１０．ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の都市自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ないことから、現行制度を堅持すること。

１１．国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助率の引上げや補助単価等を現下の資材価格高騰等の実態に即して改善するなど、財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

１２．都市自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、総合戦略の改訂に当たっては、デジタルの力も活用しつつ従来からの地方創生の取組に対しても支援を継続すること。

また、地域再生計画の認定に基づくデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を継続・拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

１３．行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、都市自治体のデジタル人材の育成・確保について必要な支援を行うこと。あわせて、行政のデジタル化に関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

また、都市自治体におけるセキュリティ対策についても十分な支援を行うこと。

１４．外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、一元的な体制の下、責任を持って取り組むとともに、外国人に関する諸施策については、都市自治体の意見を十分に尊重すること。

１５．外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策に必要な法整備を行い、実効性のある多文化共生政策を推進すること。

１６．日本語初期指導教室の制度化や、外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、適切な財政支援を行うこと。

１７．国保財政が厳しい状況にある中で、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増を決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

１８．国保総合システムの更改に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、必要な財政措置を講じること。

１９．公立学校施設の老朽化対策、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ、都市自治体の計画事業量に応じた公立学校施設整備費負担金・学校施設環境改善交付金等の財政支援措置を継続的かつ確実に講じること。

特に、空調設備整備、トイレの洋式化、エレベーター設置等のバリアフリー化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など、施設整備事業を推進するため、対象事業の拡充、工事費下限額の廃止、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価への引上げを行うこと。

２０．ＧＩＧＡスクール構想を持続可能なものとし、自治体間の教育格差が生じないよう、端末機器の修繕、追加導入・更新、教育用ソフトウエア、通信費、ネットワーク環境の更新等、ＩＣＴ環境整備に係る費用並びにＩＣＴ支援員配置費用について、継続的かつ十分な財政支援をするとともに、財政措置の方針について早急に自治体に明示すること。

また、ＬＴＥモデルタブレット端末の運用経費等への財政支援を講じるとともに、通信事業者に対し端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

２１．都市自治体は公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合など再整備に取り組んでいるところであるが、今後も計画を着実に実行できるよう、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び地方の実情を踏まえた柔軟な運用とし、交付税措置を拡充すること。

２２．住民の安全で安心な暮らしを実現するため、下水道事業における防災・減災・国土強靱化に寄与する老朽化対策などについて、十分な財政支援を講じること。

以上決議する。

令和５年１０月２０日

東海市長会

決議第２号

防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

近年、大規模な地震や津波等の災害が発生するとともに、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

また、中山間地域においては、かねてから民有林地の開発行為について、一連の行為が県域を超えた広範囲で行われていることから、土砂災害から国民の生命と生活を守るため、一元的で抑止力のある法整備など、総合的で抜本的な発生防止対策を講じる必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。

２．台風や記録的な豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂地等の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

３．強靭な国土づくりを強力かつ計画的に進めるため「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的に確保するとともに、予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。また、新たな国土強靭化基本計画に基づき、５か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、国土強靭化の取組が着実に推進できるよう、引き続き対策を講じること。

４．地方が行う防災・減災、国土強靭化の取組が確実に実施できるよう、必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、それぞれ令和６年度までとされている緊急浚渫推進事業債、令和７年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債制度については、地域の実情を踏まえ、計画的に実施できるよう、対象事業の拡充を図るとともに、恒久化すること。

５．民有林地の開発行為について、森林が有する水源の涵養、災害の防止等の公益的機能が阻害されることのないよう、関連法令全てにおいて、規定の強化や権限の変更を含め全国統一的で抑止力のある法整備など、抜本的な対策を講じること。

以上決議する。

令和５年１０月２０日

東海市長会

決議第３号

こども・子育て施策の充実強化に関する決議

少子化に伴う人口減少の加速は、経済活動や社会保障機能の維持に支障を来すなど、全ての国民に影響を及ぼすとともに、地域の存亡に関わる切実な問題であり、我が国の未来を左右する喫緊の課題でもある。

それには、子育て世代の経済的・精神的負担感など、将来不安を払拭し、結婚や子どもを産み育てることに対する多様な価値観を尊重しながらも、若者が希望通りに結婚し、子どもを産み育てることができる環境整備に向けて、こども・子育て施策を充実強化し、少子化の傾向を反転させる必要がある。

先般、決定された「こども未来戦略方針」において示された「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的な施策の実施や今後、策定される「こども大綱」について、国と地方の適切な役割分担の下、地方が安心して取り組めるよう制度や経営資源を充実する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．こども・子育て施策の充実強化に当たっては、児童手当の拡充など、国が全国一律で行うべき仕組みは、普通地方交付税の交付・不交付にかかわらず、全ての都市自治体にとって新たな財政負担とならないよう、また、地域格差が生じないようシステム改修費等の事業費を含め、国の責任と財源により必要な措置を講じること。併せて、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供できるよう、都市自治体が独自に活用できる財源の確保・充実を図ること。

２．児童手当の拡充に係る具体的な実施方法については、都市自治体や児童手当受給対象者に混乱が生じることなく的確な対応が可能となるよう、児童手当の認定に係る事務の実態を踏まえて、制度改正等を十分に検討のうえ、早期に決定すること。

３．若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境を整備するため、身近な場所での相談の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担軽減を図ること。その一環として、妊婦健診について実態に即した内容による財政支援の拡充を図ること。

４．我が国の人口減少社会への対策として、将来を担う子どもたちが、必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、子ども医療費について、保護者の所得に関わらず日本に住む１８歳になる年度末までの全ての子どもが、負担なく医療を受けられるよう全国一律の国の保障制度を創設すること。また、子ども医療費に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を確実に実施すること。

５．幼児教育・保育の無償化や職員配置基準の見直し、こども誰でも通園制度（仮称）の創設など、保育需要の拡大等に対応するため、地域の実情に即した幅広い保育人材確保・育成や施設整備等に対する財政支援を国の責任において講じること。また、人材確保を確実なものとするため、保育士等に係る全体の給与を底上げする抜本的な改革を行うこと。

６．医療的ケア・重度肢体不自由の子どもが、保育所等の利用や地域の学校へ就学をするに当たり、安定的な看護師等の確保、設備等の環境改善など、必要となる支援に対する財政措置を講じること。また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置や補助制度の拡充を図ること。

７．学校給食の無償化に取り組む都市自治体の増加により、地域格差が生じないよう、国の責任と財源による制度を創設すること。

以上決議する。

令和５年１０月２０日

東海市長会